



横浜市大佛次郎記念館 指定管理者選定要項

令和8年5月
横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	選定の概要	1
(1)	対象施設	
(2)	指定期間	
(3)	選定について	
(4)	大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会	
(5)	会議の公開	
(6)	問い合わせ先	
3	大佛次郎記念館の概要	3
(1)	所在地・規模等	
(2)	沿革	
(3)	利用の現状	
4	指定管理者が行う業務	4
(1)	指定管理業務	
(2)	自主事業	
5	経理に関する事項	4
(1)	指定管理料	
(2)	第三期指定期間の指定管理料の上限額	
(3)	賃金水準の変動への対応	
(4)	物価変動への対応	
(5)	管理口座	
(6)	収入として見込まれるもの	
(7)	主な支出項目	
(8)	修繕等	
(9)	留意事項	
(10)	リスク分担	
6	指定管理者の選定に関する事項	8
(1)	選定スケジュール	
(2)	選定手続き	
ア	選定過程の公開	
イ	提案書類の受付	
ウ	審査及び選定の手続きについて	
エ	審査結果の通知及び公表	
オ	指定管理者の指定	
カ	指定管理者との協定締結	
(3)	評価及び採点等について	
(4)	提案手続きについて	
ア	申請書類	
イ	提案書類	
ウ	留意事項	

7 協定及び準備に関する事項	11
(1) 協定の締結	
(2) 基本協定の主な内容	
(3) 準備業務	
(4) 指定取消及び管理業務の停止等	
別紙1 評価基準項目	13

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、質の向上を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

横浜市大佛次郎記念館（以下、「大佛次郎記念館」という。）は、「鞍馬天狗」、「赤穂浪士」、「パリ燃ゆ」、「天皇の世紀」などの小説・ノンフィクション・歴史書で知られる横浜ゆかりの文豪・大佛次郎の没後、遺族から蔵書や遺品の寄贈を受けたことを契機に設立された施設です。

施設運営にあたっては、著作権承継者である遺族との信頼関係を維持する必要があること、また、大佛次郎の遺品の大部分は公益財団法人横浜市芸術文化振興財団が寄贈を受け、開館以来42年間に渡り資料の調査・研究等を行っており、極めて高度な専門性を継承していく必要があります。施設のポテンシャルを最大限に発揮し、市の政策目的を実現するため、令和9年4月から始まる第三期指定管理期間の大佛次郎記念館の指定管理者の指定にあたり、政策協働型指定管理方式による指定管理者の選定を行います。

〔参考：根拠法令等〕

* 地方自治法第244条の2

（第1、2項省略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

* 横浜市公園条例第28条の2（指定管理者の指定等）

市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。ただし、次に掲げるものを指定管理者の候補者として選定する場合にあっては、この限りでない。

- （1）港の見える丘公園の教養施設について、大佛次郎に関する資料の収集、保存及び展示に関する高度な専門的知識を持つとともに、当該資料の提供者等との関係を維持しつつ、継続的に調査及び研究を行うことができると認められるもの

2 選定の概要

(1) 対象施設

横浜市大佛次郎記念館

(2) 指定期間（第三期）

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

(3) 選定について

ア 単独指名団体

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「提案者」という。）

イ 選定方法

指定管理者の選定は、「大佛次郎記念館の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、指定管理者の選定にかかる審査の公平性、透明性の確保のために「大佛次郎記

念館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）を設置しています。

選定評価委員会は、選定要項、業務の基準及び評価基準等を検討するとともに、決定した選定要項等に基づき、提案者から提出される提案書類について、選定要項及び業務の基準等との適合性や実効性について審査し、指定管理候補者を選定します。

その後、横浜市会（以下「市会」という。）の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会（敬称略、50音順）

	氏名	所属等
委員長	八ッ橋 治郎	神奈川大学経済学部准教授
委員	富岡 幸一郎	元鎌倉文学館館長・関東学院大学国際文化学部教授
委員	中垣 理子	世田谷文学館学芸部長
委員	中村 美帆	青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科准教授
委員	古本 悦子	税理士

(5) 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないものとします。

(6) 問合せ先

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階
電話：045（671）3714 Fax：045（663）5606
E-mail：nw-shitei@city.yokohama.lg.jp

3 大佛次郎記念館の概要

(1) 所在地・規模等

ア 所在地	横浜市中区山下町 113
イ 施設規模	鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 2 階建
ウ 施設面積	建築面積 535.22 m ² (本館：360.75 m ² 、新館：174.47 m ²) 延床面積 1,108.39 m ² (本館：709.64 m ² 、新館：398.75 m ²)
エ 施設内容	ロビー、展示室、ギャラリー、記念室、サロン、閲覧室、書庫、研究室 貸出施設：会議室 (35 m ² ：定員 20 名)、和室 (17.5 畳・水屋 3 畳：定員 20 人)
オ 併設施設	喫茶店 (「ティールーム霧笛」) 本館 1 階 57.91 m ²
カ 開館日	本館：昭和 53 年 5 月 1 日、新館：昭和 62 年 9 月 30 日
キ 管理区域面積	1,326.56 m ²

※管理区域外の港の見える丘公園の管理は、横浜市みどり環境局が行います。

※併設施設である喫茶店 (「ティールーム霧笛」) については、指定管理者が本市みどり環境局より公園施設管理許可を受けることとし、管理許可使用料は本市に納入するものとし、(上記ウにおいては、本館部分の各面積から併設施設部分を除いています。) 詳細は別途協議します。

(2) 沿革

大佛次郎 (明治 30 年～昭和 48 年) は横浜で生まれ、そして横浜を多く描いた作家です。中でも「霧笛」「幻燈」は、開化期の横浜について愛惜をこめて描いた名作として、今も多くの人々を魅了し続けています。

代表作には「パリ燃ゆ」「天皇の世紀」「帰郷」「赤穂浪士」などがあり、「鞍馬天狗」の作者としても親しまれるなど、現代小説、歴史小説、ノンフィクションなどを幅広く手掛けました。

大佛次郎の没後、昭和 48 年 10 月に、大佛家から横浜市に対し、遺品類の寄贈申入れがあったことを契機として、昭和 49 年 2 月に、朝日新聞社、神奈川新聞社、神奈川県及び横浜市の関係者による大佛記念館 (仮称) 設立準備委員会が設置されました。昭和 51 年 3 月の財団法人大佛次郎記念会 (設立当時の管理運営団体) の発足、平成 53 年 1 月の本館の竣工を経て、昭和 53 年 5 月 1 日に大佛次郎記念館として開館しました。

大佛次郎記念館は、開館以来、横浜市普通財産として管理運営団体に無償貸付を行うことにより運営してきましたが、平成 26 年度に公の施設として指定管理へ移行する方針を定めたことから、平成 27 年 3 月に施設設置根拠となる横浜市公園条例を一部改正し、指定管理者制度及び利用料金制を導入しました。(当該条例は平成 28 年 4 月 1 日施行)

(3) 利用の現状

大佛次郎記念館は、港の見える丘公園の一画にあり、「港の見える丘公園」バス停から徒歩 2 分、みなとみらい線「元町・中華街」駅から徒歩 8 分という位置にあります。

建物は、大佛次郎が造詣を深めたフランスにちなみ、開港期の横浜絵にあるようなアーチ形の屋根を擁した洋風建築であり、室内色調も赤・白・青の三色旗を基調としています。建物の目前に広がる港の見える丘公園のローズガーデンとも調和した、横浜ならではのエキゾチックな景観資源として、幅広い層の市民等に親しまれています。

建物は、本館・新館の 2 棟からなり、このうち主として本館について、市民・幅広い層の市民等の観覧及び施設利用に供しています。

観覧は、主として本館 1 階ロビー及び本館 2 館 (展示室・記念室・サロン・ギャラリー・閲覧室) にて受け入れています。

本館1階ロビーにおいて大佛次郎の生涯を総覧する常設展示、2階の展示室及びギャラリーにおいて時宜に応じた企画展示を行っているほか、記念室において大佛次郎が書斎などで実際に用いていた品々を展示しています。また、閲覧室では、大佛次郎の著作を閲覧することができるほか、サロンでは、来館者の休憩の場や体験型・交流型イベント会場に用いられています。

貸室として、本館1階に茶室としても使用可能な和室があるほか、新館1階に会議室があり、各種集会、教室として使用されています。また、本館1階にはティールームがあり、大佛次郎の関係者による喫茶経営が行われています。

上記会議室を除く新館については、大佛家からの寄贈品及び収集品等を保管する書庫及び研究室として用いています。

4 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理業務

大佛次郎記念館は、大佛次郎に関する調査・研究を促進し、文芸を中心とした文化の振興を諮るために設置されています。この目的を達成するため、次の業務を実施します。業務の詳細については、「大佛次郎記念館業務の基準」（以下「業務の基準」という。）（別冊）に定めます。

- ア 文化事業に関する業務（大佛次郎に関する資料の収集、保存及び展示・当該資料の提供者との関係性を維持した上での継続的な調査及び研究）
- イ 施設の管理に関する業務
- ウ 施設の運営に関する業務
- エ 日報及び月間業務報告書の作成
- オ 年間業務計画書及び年間業務報告書の作成
- カ 業務評価に関する業務
- キ 指定期間終了にあたっての業務
- ク その他日常業務の調整

上記の業務のうち、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの業務については、指定管理者自らが担うものとし、第三者に対して委託することはできません。

ア、イについては、全部又は一部を第三者に委託することができます。ただし、アのうちの事業の企画立案及び実施の総括については、委託することはできません。

業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、事前に市に通知するものとします。また、委託はすべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、指定管理者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとします。

(2) 自主事業

募要項等に定めのある事業（指定管理事業）の他に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的に、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

5 経理に関する事項

(1) 指定管理料

大佛次郎記念館の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

大佛次郎記念館では利用料金制を導入しているため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入（協賛金等含む）等を自らの収入とすることができます。なお利用料金の上限額については、指定管理期間中の条例改正により変更となる場合があります。

指定管理料は、提案の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。なお、条例による利用料金改定が行われた場合においても、横浜市と指定管理者で協議を行い指定管理料の変更について決定します。指定管理料の支払い時期及び方法等は年度ごとに締結する年度協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する事案が生じた場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続き等については、協定で定めます。

*現指定管理者の指定管理料（消費税相当額含）

年度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (予算)
指定管理料 (単位：千円)	51,646	53,802	54,668	56,514	58,617

(2) 第三期指定管理期間の指定管理料の上限額（消費税10%相当額含む）

原則として1年あたり58,616,608円（※）とします。

※賃金水準・物価スライドの対応、及びESCO事業による事業者へのサービス料支払額を反映した金額としています。

(3) 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

なお、大佛次郎記念館については既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を提案書類「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式8）」に記入してください。なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(4) 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。詳細については、

別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(5) 管理口座

経費及び収入は、指定管理者の口座として管理し、1施設あたり1口座を原則とします。

2口座以上とする場合は、事前に横浜市に報告してください。口座名義については、市と協議のうえ定めるものとし、管理口座の金融機関名、支店名、口座名義、口座番号、口座使用印を市に届け出るものとしします。

(6) 収入として見込まれるもの

- ア 利用料金（施設利用料等）
- イ 事業収入（自主事業入場料等）
- ウ 目的外使用に伴う収入
- エ 指定管理料
- オ 助成金及び協賛金 等

(7) 主な支出項目

- ア 人件費（退職給与引当金含む）
- イ 事務費（消耗品費、通信運搬費等）
- ウ 管理費（修繕費、光熱水費、保守管理費、備品費等）
- エ 事業費
- オ 指定管理業務に関連して生じる一切の公租公課

(8) 修繕等

利用者が施設を安全に利用するためには、適切な修繕の実施が不可欠です。施設・設備・備品等の状態を適切に監視し、故障等の不具合を発見した場合には早急に対応してください。

建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等について、1件あたり80万円未満（消費税及び地方消費税を除く）のものについては、年間の合計金額が150万円（消費税及び地方消費税を除く）の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。年間の合計金額が150万円（消費税及び地方消費税を除く）を超えた部分の取扱については、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。

なお、修繕案件が、横浜市建築局への技術相談等において、指定管理者が適切な対応を怠ったことにより修繕費用が多額になったことが認められる場合は、1件あたり80万円以上（消費税及び地方消費税を除く）であっても、指定管理者の負担により実施することとします。

(9) 留意事項

ア 収入については、必要な帳簿を作成し他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとしします。

イ 指定管理者の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとします。

ウ 指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、明確に区分してこれを管理し、横浜市又は横浜市が指定する指定管理者に対し円滑に引継ぎを行うものとしします。また、管理口座についても、指定期間中の経費及び収入を管理する口座とは別の口座を設けて管理するものとしします。

エ アイデア・ノウハウの一層の活用

公の施設としての本来の目的及び業務の基準等に基づく運営・事業等を前提としつつ、指定管理料以外の収入を積極的に確保することによって、収入に占める指定管理料の割合

の低減を図ってください。

オ 指定管理期間中の収支提案について

指定管理期間中（５年間）の収支を提案する際は、その期間内における人件費の増加や物価上昇（光熱水費の増加等）については見込まずに提案してください。

(10) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む。）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用 ※3		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止 ※4	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：1件当たり、下段：年間合計)				80万円 150万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※5	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※3 ①選定評価委員会等への諮問のために必要となる委員報酬等の費用、②弁護士等の専門家への相談のために必要となる謝金等の費用

- ※4 緊急の施設修繕等に伴い、休館とすることがあります。この場合のリスク分担は、協議のうえ定めるものとします。
- ※5 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用は合理性の認められる範囲で市が負担するものとしますが、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担額から減額するものとします。

6 指定管理者の選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア 選定要項の公開	令和8年5月15日(金)
イ 政策経営協議会の開催	令和8年6月中旬
ウ 提案書類の受付	令和8年7月9日(木)・10日(金)
エ 審査(面接審査)	令和8年8月中旬(予定)
オ 審査結果の通知・公表	令和8年9月上旬(予定)
カ 指定管理者の指定	令和8年12月(予定)
キ 指定管理者との協定締結	令和9年2月以降(予定)

(2) 選定手続き

ア 選定過程の公開

大佛次郎記念館の指定管理者の選定過程、選定要項等の資料について、横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課のウェブサイトに掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/osaragisentei/osaragisentei.html>

イ 提案書類の受付

(ア) 提案書類

「6(4) 応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間

令和8年7月9日(木)及び令和8年7月10日(金)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

(ウ) 受付方法

横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課まで、持参いただくか又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください。(受付期間内必着)

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎28階
横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課 宛

ウ 審査及び選定の手続きについて

選定評価委員会が審査を行います。提案者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

なお、施設長(館長)の従事予定者が決まっている場合は、できる限り面接審査に出席してください。

面接審査に係る詳細については、提案者に後日お知らせいたします。

エ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、次の

ウェブサイトへの掲載等により公表します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/bunka/senteihyoka/osaragisentei/osaragisentei.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後に公表します。

オ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します（令和8年12月予定）。指定にあたっては、文書で通知するとともに、公告を行います。

カ 指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と協定を締結します（令和9年2月以降予定）。

「7 協定及び準備に関する事項」を参照してください。

(3) 評価及び採点等について

別紙1の「評価基準項目」を参照してください。

※財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※指定候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計200点満点の6割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定しません。

(4) 応募手続きについて

「申請書類」及び「提案書類」を作成し、提出してください。

※作成する様式及び説明は、「大佛次郎記念館指定管理者提案課題及び様式集」（以下「提案課題・様式集」という。）（別冊）を確認してください。

※用紙サイズは、原本で用紙サイズが決まっているもの以外はA4サイズとし、「提案課題・様式集」で指示する方法でファイル綴じてください。

ア 申請書類

次の申請書類を(ア)から順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本1部及びファイルに綴じた5部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。インデックスの付し方については、提案課題・様式集で確認してください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

(ア) 指定申請書（様式1）（横浜市公園条例施行規則第18号様式の2（第9条の3第1項））

(イ) 団体の概要（様式2）

(ロ) 役員等氏名一覧表（様式3）及び様式のエクセルファイルデータ（CD-R）

※様式3（エクセルファイル）に必要事項を入力し、プリントアウト後に押印の上、提出してください。エクセルファイルのデータもCD-Rにて提出してください。

(ハ) 欠格事項に該当しない宣誓書（様式4）

(ニ) 定款、規約その他これらに類する書類

(ホ) 履歴事項全部証明書^{*1}（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）

(ヘ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

(ト) 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類。公益法人の場合は、直近3か年の公益会計と収益会計の内訳を示す決算書を添付すること。

(チ) 納税証明書 その3の3^{*1, 2}（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）法人税・

消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書です。(ロ) 横浜市税の納税状況調査の同意書(様式5):応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況(横浜市の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。

(カ) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6)※²

(シ) 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類※³

(ス) 健康保険の加入を確認できる書類※³

(セ) 厚生年金保険の加入を確認できる書類※³

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

(リ) 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)

(ク) 賃金水準スライド提案書(様式8)

※「指定管理者制度における実務手引き」参照

(フ) 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類(令和●年●月●日に●区局●●課に提出)として添付」と明記してください。

※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式6)」を提出してください。

※3 各種社会保険への加入の必要がないため、シ、ス及びせいづれかひとつでも提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」(様式7)を提出してください。

イ 提案書類

業務の基準(別冊)を踏まえて、提案課題を定めました。業務の基準の記載内容を踏まえ、提案課題を作成し、提出してください。

提案課題の内容・説明及び様式については、提案課題・様式集で確認してください。

提案書類様式を順に並べ、ページ数及びインデックスを付してファイル綴りをした**原本を**

1部、写しを12部提出してください。なお、写しの書類のうち1部についてはファイルやステープラー等で留めず、また、インデックスを付さず、クリップ留めで提出してください。

※インデックスの付し方については、提案課題・様式集で確認してください。

ウ 留意事項

(ア) 接触の禁止

選定評価委員及び本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

(イ) 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

(ウ) 団体職員以外による次の行為の禁止

提案にあたって、提案者の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

一 提出書類の作成(証明書及び経営診断報告書等、行政機関や他の団体が作成すべきものを除きます。また、作成に関する技的な助言等は可能とします。)

二 選定評価委員会の面接審査への出席

(エ) 失格

次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- 一 (ア)～(ウ)の禁止事項に該当するなど、本選定要項に定める手続きを遵守しない場合
- 二 提出書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

(オ) 提出書類の取扱い

提出書類は理由を問わず返却しません。

(カ) 提出書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

(キ) 費用負担

提案に関して必要となる費用は提案者の負担とします。

(ク) 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

(ケ) 選定評価委員会からの指摘の尊重

面接審査の際、選定評価委員から提案内容について指摘を受ける場合がありますが、この指摘内容については真摯に受け止め、尊重してください。面接審査の場で改善・履行する旨答弁された事項については、提案を修正するとともに、事業計画に反映させてください。

7 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行います。その後、市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 基本協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が現在の指定管理者から変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。

(4) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本選定要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為（会社法第5編に規定する各行為をいう。以下同じ。）等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

別紙1 評価基準項目（「6(3)」(9ページ)）

※カッコ内の様式番号は、審査の際、参照する提案書類の様式の番号です。

項目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			10
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> 市の横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案や横浜市中期計画 2026～2029（素案）及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか 施設の使命を果たすために適切な方針となっているか 	様式 9	10
2 職員配置・育成			20
(1) 運営組織の構造、開館時間の勤務シフト、休館日設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画になっているか。 事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか。 業務の基準に示した業務やサービスを実現するために必要な運営組織について、各責任者の配置及び役割分担を含め、具体的かつ実効性のある体制となっているか。 	様式 10	10
(2) 必要人材の配置と職能、主要人材の能力担保	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か）。 配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 職員の資質向上のための研修が計画され、育成に関する考え方が適切か。 館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか。 5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。 	様式 11	10
3 事業の企画・実施（施設の使命を達成するための提案）			120
「使命1：大佛次郎に関する調査・研究を深める」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 12 - 1、2	20
「使命2：大佛次郎の業績を広く普及・継承する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 13 - 1、2	20
「使命3：幅広い市民等が文学を中心とした文化に触れる機会を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 14 - 1、2	20

「使命4：あらゆる市民に文化を中心とした活動の場を提供する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 15-1、2	20
「使命5：文学を媒介としたネットワーク構築を推進する」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 16-1、2	20
「使命6：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 提案された事業によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。 	様式 17-1、2	20
4 収支計画及び指定管理料			30
(1) 利用料金等収入増への取組	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金等の収入計画が適切であり、収入増に効果的であるか 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法が考えられているか。 	様式 18-1、2	10
(2) 指定管理料の額	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。 指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか 経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か 	様式 19	10
(3) 施設の課題等に応じた費用配分	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか 5年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 	様式 20	10
5 その他			20
(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	<ul style="list-style-type: none"> 業務の基準に定める「大佛次郎記念館の使命」に照らして、妥当であるか、実現が可能か。 市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。 	様式 21	10
(2) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、障害者差別解消、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護の取組に具体性があるか。情報報公開への取組が適切であるか。 人権尊重、男女共同参画推進、障害者差別解消、ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 	様式 22	10
(評価項目 1～5 合計)			200
6 加減点項目			
(1) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	様式 23 23-2 40%	10

	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	様式 23 60% (20%) (20%) (20%)	
(2) 当期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は減点対象） ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象）	第三者評価結果	- 10 ~ + 10
(3) 自主事業の実施	・提案の内容は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等に繋がる内容となっているか。 ・提案がない場合は、0点とする。	様式 24-1、2	- 10 ~ + 10
合 計			230

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○指定候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 200 点満点の 6 割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定しません。

※「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。